

## 都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市は、アスベストの飛散による健康被害を予防し、市民の生活環境の保全を図ることを目的として、建築物に吹付けられたアスベストの分析調査及び除去等に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト アスベスト及びアスベスト含有ロックウール（石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。）をいう。
- (2) 補助対象建築物 本市内に存する吹付けアスベスト等が施工されている（分析調査事業については、施工されているおそれのあるものを含む。）建築物をいう。
- (3) 分析調査事業 建築物石綿含有建材調査者による現地調査等に基づき実施するもので、補助対象建築物に吹付けられた建材に係るアスベストの含有の有無について行う定性分析及び含有量について行う定量分析の調査をいう。
- (4) 除去等事業 建築物石綿含有建材調査者が策定した実施計画に基づき実施するもので、補助対象建築物に吹付けられたアスベストの除去、封じ込め又は囲い込みの措置（以下「除去等」という。）及び耐火性能を受け持っていたアスベストを除去後に露出した鉄骨等の部材を建築基準法（昭和25年法律第201号）が求める耐火性能を満たすために必要な耐火被覆等の施工をいう。ただし、これらに直接関連のない工事等は除く。
- (5) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する者をいう。
- (6) 所有者等 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 所有権を有する者
  - イ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に定める区分所有者の団体又は管理者
  - ウ ア又はイに掲げる者の同意を得て補助事業者となり得る者

### (補助金交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者等であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 国、県及び本市以外の団体が所管するアスベスト除去等関連の補助事業において、直接補助金を受けていないこと。
- (4) 補助対象建築物について、国、県及び本市からこの要綱と同様の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

補助区分	補助対象経費	補助金の額
分析調査事業	補助対象建築物の分析調査事業に要する費用で、分析による調査を実施する機関（以下「分析機関」という。）に対して支払う費用。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。	補助対象経費の額。ただし、25万円を限度とする（1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）。
除去等事業	補助対象建築物の除去等事業に要する費用で、アスベストの除去等を行う施工業者（以下「施工者」という。）に対して支払う費用。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。	補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、120万円を限度とする（1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）。

(補助金等の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる補助区分に応じ、当該各号に定める書類を、事業の着手前に市長に提出しなければならない。

(1) 分析調査事業

- ア 都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金交付申請書（分析調査事業）（様式第1号）
- イ 申請に係る補助対象建築物の登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者等であることが分かる書類（所有権を有する者が複数存在する場合は、代表者1名分）
- ウ 申請に係る補助対象建築物の建築年月日を明らかにする書類。ただし、イの書類で建築年月日が明らかになる場合は不要とする。
- エ 補助対象建築物となる建築物の全景、対象部位・状況等が確認できる写真
- オ 補助対象建築物の位置及び補助対象範囲を特定できる図面（付近見取り図、簡易な平面図等）
- カ 補助金等申請者名簿（規則様式第2号）
- キ 事業費財源表（様式第2号）
- ク 市税の滞納のない証明書（申請書提出日の3月以内に発行されたもの）
- ケ 分析調査事業に係る補助対象経費の見積書の写し及び分析機関が作成した調査仕様書
- コ ケの見積書及び仕様書作成のために行った事前調査等に、建築物石綿含有建材調査者が関与したことが確認できる書類
- サ コの事前調査等に関与した者が、建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類

## (2) 除去等事業

ア 都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金交付申請書（除去等事業）（様式第3号）

イ 前号イからクまでに掲げる書類。ただし、同一年度に前号の分析調査事業に係る申請をした場合には、前号イからカまでの書類を省略することができる。

ウ 分析機関が発行した分析調査結果報告書

エ 施工者の工事仕様書（建築物石綿含有建材調査者が策定した実施計画を含む。）、工程表及び見積書

オ エの実施計画を策定した者が、建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類

カ 施工者に石綿作業主任者がいることを証明する書類

2 市長は、前項に掲げる書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

3 申請者は、第1項の申請を行う場合において、補助対象建築物について権利を有する者が他にあるときは、原則としてその全ての者から補助対象事業の実施について、補助金交付申請同意書（様式第4号）により、同意を得なければならない。

4 前項の規定にかかわらず、申請者は、権利を有する他の全ての者の同意を得ることが困難で、補助金交付申請同意書が提出できない場合は、当該同意書の代わりに、紛争等が生じた場合の誓約書（様式第5号）の提出をするものとする。ただし、所有者等の責めに帰すべき事情によるものを除く。

5 この要綱に基づく補助金の交付は、補助対象建築物につき分析調査事業及び除去等事業それぞれ1回限りとする。

（事業の着手）

第6条 申請者は、規則第6条第1項の規定による通知を受ける前に事業に着手することはできない。

（補助金交付申請の取下げ）

第7条 規則第7条第1項に規定する申請の取下げを行う場合は、都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金交付申請取下げ届（様式第6号）を事業の着手までに市長に提出するものとする。

（補助金交付決定の取消等）

第8条 規則第8条第1項に規定する決定の取消し等については、規則第6条の規定により補助金の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金交付決定取消し等申請書（様式第7号）を市長に提出することにより行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金等交付決定取消し等通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助対象事業内容の変更等）

第9条 規則第9条第1項に規定する軽易な変更とは、補助金の額に変更を生じないものとする。この場合において、補助事業者は、都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策

事業の軽微な変更届（様式第9号）を市長に提出するものとする。

- 2 補助事業者が第5条の規定により行った申請の内容を変更（第1項に規定する軽易な変更を除く。）し、又は中止しようとするときは、都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金交付変更申請書（分析調査事業）（様式第10号）又は都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金交付変更申請書（除去等事業）（様式第11号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、次の表に掲げる必要書類を補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。ただし、概算払の支払を受けた者は、次条に規定する書類の提出を省略することができる。

補助区分	必要書類
分析調査事業	(1) 都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業完了実績報告書（分析調査事業）（様式第12号） (2) 分析機関が発行した分析調査結果報告書等 (3) 分析調査の発注を明らかにする契約書又は注文書等の写し (4) 分析機関に費用を支払ったことを証する領収書の写し
除去等事業	(1) 都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業完了実績報告書（除去等事業）（様式第13号） (2) 施工者が発行したアスベスト除去等事業結果報告書 (3) 除去等事業の発注を明らかにする契約書又は注文書等の写し (4) 除去等事業に関する関係法令の届出書等の写し (5) 施工者に費用を支払ったことを証する領収書の写し (6) 施工写真

- 2 市長は、前項の書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（概算払）

第11条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払による都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金交付請求書（様式第14号）に次の表に掲げる必要書類を添えて提出するものとする。

補助区分	必要書類
分析調査事業	(1) 分析機関が発行した分析調査結果報告書等 (2) 分析調査の発注を明らかにする契約書又は注文書等の写し
除去等事業	(1) 施工者が発行したアスベスト除去等事業結果報告書 (2) 除去等事業の発注を明らかにする契約書又は注文書等の写し (3) 除去等事業に関する関係法令の届出書等の写し (4) 施工写真

- 2 市長は、前項の書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助事業者は、規則第14条に規定する補助金の額の確定通知を受けた場合、都城市

民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金交付請求書（様式第15号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第11条の規定による概算払の支払を受けた者は、交付請求をすることができないものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付するものとする。  
（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が、規則に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2）適正な分析調査事業及び除去等事業が適正に履行されていないことが判明したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（指導等）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者等に対し、補助対象建築物のアスベスト除去等が適切に図られるために必要な措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。